平成２４年（フ）第２２９号
埼玉県さいたま市北区奈良町130―18
債務者　關口　盛夫
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　繁昭
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４４号
神奈川県川崎市多摩区登戸3375―１―604
債務者　芹澤　　廣
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　正明
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５７号
東京都大田区大森南３丁目25―１
債務者　北村　秀晴
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡山未央子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６２号
千葉県松戸市松戸新田362―25
債務者　櫻庭　文義
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　真一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５号
東京都江東区亀戸９丁目22―26
債務者　小池テル子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　直哲
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０６号
東京都江東区亀戸９丁目22―26
債務者　小池　定克
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　直哲
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２１号
埼玉県行田市富士見町２丁目21―３
債務者　松本　　純
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　夏子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２２号
埼玉県羽生市東３丁目25―24―101
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　夏子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２９号
東京都墨田区亀沢４丁目19―10―203
債務者　吉元　巴子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤真太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３５号
東京都渋谷区代々木３―35―６―113、住民票上の住所京都府京田辺市花住坂３丁目４―１
債務者　藤井　康彦
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相澤　　愛
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４７号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目39―14―205
債務者　佐野　慎吾
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　貴明
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６６号
東京都新宿区山吹町337―２―801
債務者　熊井　茂樹
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　悦朗
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７０号
埼玉県和光市白子２丁目６－２
債務者　関井　雅文
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三ヶ尻一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７９号
東京都府中市宮西町１丁目16―１―207
債務者　森満　泰晴
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　直人
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８９号
東京都港区芝１丁目８―23―1205
債務者　鹿股　令奈（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　伸一
4　破産債権の届出期間　平成24年２月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部